

6月定例町議会

一般会計補正予算など

15議案を可決

6月定例町議会は、12日から16日までの5日間を会期として開かれました。今回の定例会では、一般会計の補正予算や9つの条例制定(改正)など、町長提出の14議案、議員提出の1発議案が審議され、いずれも原案可決となりました。

議案の内容

- 国民健康保険税条例の一部改正
昭和59年度の税率を改正するとともに、低所得者層に対する負担の軽減を図りました。
- 町税条例の一部改正
町民税の所得割の税率改正などが主な内容です。
- 青年館・集会所の設置・管理条例の一部改正
姥山及び西青年館が、共同利用施設又は集会所として建替えられたため、この2館を条例から削除し、先に完成した南部2・西集会所を条例に加えました。

- 共同利用施設の設置・管理条例の一部改正
東町共同利用施設が完成したため、条例に加えました。
- 議会議員の報酬・費用弁償等に関する条例の一部改正
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 教育長の給与・旅費等に関する条例の一部改正
- 特別職職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。

- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。

- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。

議会豆知識

定例会 町の議会は、定例会と臨時会とから成り、定例会は毎年3月・6月・9月・12月の4回招集されます。



熱心な討議を行う6月定例議会

- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。
- 特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。

金などを主な財源として、坂田遠山線の改良工事、海岸入口の舗装工事、役場庁舎補修などに総額五千八百八十六万六千円の追加更正を行いました。

これにより、一般会計の総額は二十三億四千三百三十六万六千円となりました。

■59年度老人保健特別会計補正予算の議定
七百九十万一千円が追加となり、予算規模が三億五千七百五十五万五千円となりました。

■山武郡環境衛生事業振興組合規約の一部改正(協議)
現在、松尾町役場内に置かれている組合事務所を、ごみ処理施設内に変更するため、関係町村に協議を求めてきたものです。

■特別職の職員(町長・助役・収入役)の給与額を引き上げました。

【報告】

■繰越明許費繰越計算書の報告
東町共同利用施設建設工事に伴う繰越計算書を、法令の定めに従って調整し、報告しました。

【発議案】

■第九次道路整備五箇年計画促進に関する意見書
国の道路整備の根幹計画である「第九次道路整備五箇年計画」を完全実施して、整備の遅れている地方の道路を充実させるよう、国へ要望するものです。

鳥喰下地区のほ場整備事業に伴って、同地区の字区域・名称が一部変更になりました。

■59年度一般会計補正予算の議定
前年度の繰越金 国・県支出



提案理由を説明する佐瀬町長